第二次環境基本計画見直しにかかる

中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会

議事要旨

(主に自然環境関連)

(団体)	(頁)
第6回	
・財団法人 日本自然保護協会	2
・財団法人 世界自然保護基金ジャパン	4
・財団法人 日本生態系協会	6
・日本生態学会	9
・社団法人 日本造園学会	1 2
・財団法人 日本野鳥の会	1 4
第 7 回	
・全国農業協同組合中央会	1 7
・全国森林組合連合会	2 0
・全国動物愛護推進協議会	2 3
・特定非営利活動法人 日本エコツーリズム協会	2 5
・全国漁業協同組合連合会	2 8
第11回	
・ 社団法人 大日本猟友会	3 2

第6回 中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会 議事要旨

日時 平成17年9月12日(月) 14:00~17:00

場所 経済産業省別館8階850号会議室

発表団体

財団法人 日本自然保護協会 大野正人 保護・研究部主任 財団法人 世界自然保護基金ジャパン 草刈秀紀 自然保護室次長

財団法人 日本生態系協会 関健志 事務局長、青木進 政策室室長

日本生態学会 松田裕之 横浜国立大学環境情報研究院教授

社団法人 日本造園学会 中瀬勲 兵庫県立大学教授 財団法人 日本野鳥の会 古南幸弘 自然保護室室長

出席者

【委員】

井手委員(司会)、佐和委員、青木委員、天野委員、石坂委員、塩田委員、 善養寺委員、武田委員、馬場委員、福川委員、星野委員、松原委員、渡辺委員 【その他有識者(重点分野別検討メンバー)】

中村氏、進士氏

【環境省】

大臣官房 桜井審議官

自然環境局自然環境計画課 阿部課長、亀澤生物多樣性企画官

総合環境政策局環境計画課 佐野課長、苦瀬計画官

発表者:財団法人 日本自然保護協会 大野正人 保護・研究部主任

1. 団体発表概要

- (1)環境基本計画見直しに関する意見
 - 「第三次環境基本計画策定に向けた考え方」全体に対する意見
 - ・全体的に内容がわかりにくいので、具体的な表現と、課題設定・課題解決に 向けた理念・実際のプログラムの体系的な整理が必要である。
 - ・「より良い経済のための環境」という発想は特に理解しにくい。
 - ・人間活動は自然という元本から生じる利子部分の利用に制限すべきである。
 - ・縦割り行政を解決するための仕組みづくりに関する要素が欠けている。 たとえば、外来種問題では環境省と農林水産省との共管である特定外来 生物法が施行されたが、他にも植物防疫法、動物愛護法など関係する法律 の改正・見直しや連携体制が必要である。
 - 二.第三次環境基本計画策定に向けての現状と課題(P3)
 - ・第二次環境基本計画の検証、特に「環境政策の基本的考え方」や「基本的な 考え方を具現化するための政策の方針」への評価が明らかでない。
 - 二 2 . 環境の現状、3 . 解決すべき課題 (P4)
 - ・第2・3の危機だけでなく、第1の危機も項目に挙げるべきである。
 - ・人と野生動物の軋轢についても、項目に挙げるべきである。
 - 二 4 . 持続可能な社会に向けての環境面からの理念(P5)
 - ・8項目に関しては、体系的に理念を整理しもっと具体的に記述すべきである。
 - 三 2 . 環境保全の観点からの持続可能な国土・自然の形成 (P11)
 - ・環境保全のグランドデザインと、それに基づいた生態系の体系的保全・生態 系ネットワークが重要である。
 - 三 4 . 国、地方公共団体、国民の新たな役割と参加・協働の推進(P13)
 - ・国民を初めとした各主体の役割について、具体的な記述が必要である。 その他
 - ・自治体ごとに策定している環境基本計画にばらつきが出ないように、大枠の ガイドラインを環境省が提示すべきである。
 - ・環境基本計画の普及と国民の参加を促すための戦略などについて、項目立て て位置付けるべきである。

(2)取組の状況と課題等

- ・日本の生物多様性と健全な生態系の保全を目指し、調査研究を基盤にした科学 的根拠をもとに各種の自然保護を進めている。
- ・自然観察から始まる自然保護を合言葉に、1987年から自然観察指導員の養成を行ってきた。

2. 意見交換概要

・ 「よりよい経済のための環境」という語は確かにわかりにくく、修正を 求めたい。(佐和委員)

「よりよい経済」という語が誤解を招きやすい。(大野氏)

・ 縦割り行政の悪い例は他にあるか。(青木委員)

たとえば、保護制度では、森林生態保護地域の保護林は林野庁、国立公園は環境省、原生自然環境保全地域は環境省の管轄である。野生生物は環境省の中でも縦割りな対応もある。海辺生態域についても、国土交通省が関わり、国土交通省の中でも海岸、港湾のそれぞれのセクションがあり、海辺が国立公園の場合は環境省が関わる。(大野氏)

・ 体系的保全・生態系ネットワークは東アジア全体を考えるのか、国内だけか。(井手委員)

まずは国内優先で行い、その上で近隣東南アジア、東アジアも含めた 保護地域のネットワークを行う。そのような展開を見据えたグランド デザインを行うべきだ。(大野氏)

・ 自然環境から生じる利子を増やすという考え方はあるのか。(馬場委員) 保全管理の方法によっては増えると考える。自然再生法や生態系ネットワーク等が機能してあるべき自然に戻せれば利子が増やせるだろう。(大野氏) 発表者:財団法人 世界自然保護基金ジャパン 草刈秀紀 自然保護室次長

1. 団体発表概要

(1)環境基本計画見直しに関する意見

・全般:生物多様性や生物の絶滅に関する記述が少ない。

(以下、中間とりまとめに対して)

- ・P1:第1の危機に関する記述をp4の「はじめに」の中に明記すべきである。
- ・ P2:外来生物問題の背景に日本人の自然観の変容もあると思われるので、「 心の面から見た環境と我々の関わり」では自然観を追加すべきである。
- ・ P4:水産資源や水産業、海洋(環境)資源に関する現状を記述すべきである。
- ・ P5: 予防原則については、因果関係が科学的に十分証明されない状況でも規制措置を行う、という原則に即した記述にすべきである。
- ・ P7:「四.持続可能な社会に向けた重点的取組」では「三.今後の環境政策の 展開の方向」の6つに加え環境教育・普及啓発に関する項目が必要である。
- ・ P9:「環境保全に対する国民の一般的な意識の高揚」に関する記述に、環境教育についても盛り込むべきである。
- ・ P11:全体的に自然再生の記述を増やすべきである。また、国土づくりに関して順応的な管理の体制・仕組みを導入すべきである。
- ・ P11:持続的な森林の利用・管理のために森林認証制度を活用すべきである。
- ・ P11: 科学的知見、技術開発の重点分野を絞り込み、予算投入すべきである。
- ・ P12: 予防原則をもっと全面に押し出すべきである。また、不確実性を残しつ つ政策判断を行うための「国民全体との合意づくり」は不可能な面もあり、 どのように合意形成するかの検討が必要である。
- ・ P13: 各主体の連携強化には適切な NPO を判断する仕組みが必要である。
- ・ P14: 施策決定に関しては、一部の都道府県で既に始めているように、第三者機関の設置が必要である。
- ・ P18:地球温暖化問題に関しては、野生生物への影響も考慮すべきである。また6つの項目の順番や個別具体的な記述について、検討が必要である。
- ・ P20: 野生生物の管理や外来生物の影響などに関するリスクコミュニケーションの遅れを、問題点として明記すべきである。
- ・ P21: 国際的なルール形成においては、WWF 山笑会が作成した「責任ある林産物の購入」ガイドのような枠組みを参考にすべきである。また、国内法の整備や、国際関係期間との協力関係が重要である。

(2)取組の状況と課題等

- ・スイスの本部と諸外国の組織、また本部のダイレクトプログラムを合わせて、 50ヵ所それぞれが独立性を保って活動している。
- ・ 世界共通の課題(森林、淡水生態系、海洋・沿岸、野生生物、地球温暖化、

有害化学物質)と優先して保全すべき自然環境であるグローバル 200 での活動に加え、トラフィックによる調査・提言を行い年次報告書を公表している。

2. 意見交換概要

・ 国内法の整備とは、具体的にどのような法律を考えているのか。(渡辺 委員)

種の保存法の改定や、ワシントン条約との関係で外為法の改正が必要と考えている。(草刈氏)

・ 水産に関する記述について、具体的に関心を持っているのはどの範囲か。 (馬場委員)

淡水や沿岸海洋の生物資源をどのように保全していくかについて記述してほしい。(草刈氏)

・ 森林認証制度の活用は重要だが、全国木材連合協同組合は違法伐採の問題を抱えている。 具体的な事業者との連携はどう考えているのか。(馬場委員)

自民党の違法伐採検討チームに参加して、違法伐採をどのように止めるかという議論をしており、WWFのホームページに情報があるはずである。(草刈氏)

・ 国民全体との合意形成に関しては、第三者機関の判断などで適切に決めるべきということか。(青木委員)

合意形成は不可欠だが項目による。中身を具体化していけばいくほど 合意形成は難しくなる。どういう合意形成を順番にやっていくのか、と いう点が必要である。(草刈氏)

現在パブコメがどのような基準で整理されて国の基準に反映されているかが見えにくい。第三者機関が審査して明らかにすれば安心して合意もしやすいのではないか。(草刈氏)

・ 適切な NPO であることを判断できる仕組みとして、具体案はあるか。 (中村氏)

理想的には、NPO の活動報告書によって判断するのが良い。(草刈氏)

発表者:財団法人 日本生態系協会 関健志 事務局長 青木進 政策室室長

1. 団体発表概要

(1)環境基本計画見直しに関する意見

生態系が私たちの生存基盤であることに関する広報の充実を明記する。

・生態系が私たちの生存基盤であることに関する広報を、特にテレビを中心と して充実させることを明記すべきである。

自然環境保全のための予算を確保するための新たな仕組みづくりを明記する。

・国の予算に占める環境保全経費の割合が年々減っているので、これまでの環境保全経費の見積もりに関わる仕組みを改め、新たな仕組みを作ることを明記すべきである。

点検委員会の設置、環境 NGO の登用を積極的に促進することを明記する。

・環境基本計画を推進するためには、施策の分析と課題の整理によって的確な 提言をまとめていくことが重要である。環境問題は多岐に渡っているため、 中央環境審議会総合政策部会の下に、自然環境・大気・水環境等の分野ごと に点検委員会(環境 NGO 等から構成)を設置し、分野ごとに点検を行い、総 合政策部会がそれらのバランスに配慮しつつ提言としてまとめるプロセスが 望ましい。

ノー・ネット・ロス(自然環境をこれ以上減らさない)の原則化を明記する。

- ・これ以上の自然環境の悪化を食い止めるために、自然環境を損傷した場合に 損傷した分をどこかで補填するノー・ネット・ロスの原則を明記する。
- ・特にアメリカで用いられているハビタット評価手続き(HEP)のような仕組みを開発、普及させることが重要である。

国土規模・広域規模でのエコロジカル・ネットワーク方針図(図面)の作成を明記する。

・自然と共存した持続可能な国土を形成するためには、「エコロジカル・ネットワーク」の形成が欠かせない。平成 19 年に国土形成計画(全国計画)の策定が予定されている。国土規模・広域規模でのエコロジカル・ネットワーク方針図(図面)を平成 18 年度中に作成することを明記する。

学校ビオトープを全国各地で整備していくことを明記する。

・学校ビオトープは、子どもが生物多様性を含めた自然の仕組みを理解し、地域の問題を発見し、問題解決に向けた行動を促すために重要であるため、全国各地で整備推進していくことを明記する。

(2)取組の状況と課題等

平成 11 年度より隔年で「全国学校ビオトープ・コンクール」を開催している。 今年度は全国各地の幼稚園・保育園、小中高、大学から 100 校以上の応募があった。

2. 意見交換概要

・ (提出資料の)2.に関して、予算確保の具体的仕組みとしてどのよう なものを想定しているのか。(佐和委員)

具体案はない。まず環境基本計画に明記し、考えてほしい。(関氏)

・ ノー・ネット・ロスについて、どのようなものをある損傷に対する補填 と見なすのか。たとえば、河川汚濁の補填を違う川の浄化によって行っ ても良いのか。(佐和委員)

損傷した自然環境の inside で行うか outside で行うか、また科学的 mitigation の仕組みの中でネットをどう定量評価するのか、という ことだけではなく、合意形成を図るための手段として考えていきたい。 全く同じかどうかを定量的に評価するのは不可能である。 たとえば、 アメリカの HEP は合意形成の手法であって、補填がある程度異質であったり outside であったりしても合意できれば認められる。(関氏)

・ エコロジカル・ネットワーク指針図とは何か。政策に基づいて全国で作るのか。作成に先立って基本情報の蓄積が必要だと思うが、平成 18 年にできる規模のものなのか。(青木委員)

エコロジカル・ネットワーク図は将来的目標図である。やりやすいところから自然再生事業を行うのではなく、持続可能な生態系を保つために必要なエコロジカル・ネットワーク図をあらかじめ作り、それに従って優先度を決める。2002年の「持続可能な開発に関する世界の首脳会議」でも生物多様性の喪失速度を抑える手法として決議に加えられた。日本では基礎情報がないため難しいと言われるが、オランダでは積極的に作成している。(関氏)

オランダは作ることと守ることを含めたネットワークがあり、国外へ 広げていこうとしている。そのように、まず国内で作成しようという ことであろう。(井手委員)

・ ノー・ネット・ロスに対する対応の仕方にはいくつかレベルがあると思うが、具体的に考えているのか。(井手委員)

mitigation (環境保全措置)の定義には、回避、低減、解消の段階がある。環境にインパクトを与える場合は、ネットを定量的に評価する手法が必要である。失ったものをそのまま再生できない場合は、合意形成が成功すればノー・ネット・ロスの成功と考える。(関氏)

・ 残っている自然をこれ以上減らさないためには、ネットワークの拡大を

図るのか保全を図るのか。(中村氏)

残っている自然については、個別法の中で守れるところを守ることが 望まれる。環境基本計画には、「守れるところはしっかり守る」とい う語を明記すべきである。(関氏) 発表者:日本生態学会 松田裕之 横浜国立大学環境情報研究院教授

1. 団体発表概要

(1)環境基本計画見直しに関する意見

自然再生事業の対象

・生態学者の意見が反映されており、評価している。

基本認識の明確化

・現状のまま放置した場合にどのような結果になるかについてシミュレートするプロセスは重要であるので、もう少し明確な記述を求める。

自然再生事業を進める上での諸原則

・ある地域の生物多様性の復元・回復は、ありふれた種に対しても考慮する必要があるが、環境基本計画にはそのような記述が少ない。

順応的管理の指針

- ・順応的管理についても、環境基本計画によく盛り込まれており評価している。
- ・ただし、順応的管理は以下のように今の行政の仕組みでは難しい部分も含んでいるため、枠組みを変える必要があることを盛り込んでほしい。

実験的かつ前提に基づいた管理であるため、計画実施後も長期にわたる モニタリングを必要とする。

前提をもとにした予測と実際の変化が合致しなかった場合には方針を 改める、アカウンタビリティが必要である。

修正意見

- ・P4 では、新生物多様性国家戦略にある第1の危機にも言及すべきである。
- ・生態系の性質のうち、微妙なバランスについてだけでなく回復力についても 明記し、自然の回復力を生かすことを明確に意識すべきである。
- ・「環境容量」という言葉は carrying capacity であるが、生態学会では「環境 収容力」と訳しているので、できればそちらを使ってほしい。
- ・環境基本計画の「多様な専門家を集める」という主旨は P19 の「環境教育や環境保全活動の専門家ではないもの」も含んでいるため、あえて記述の必要はない。

科学者の役割

・数値目標の妥当性とそれを達成するための方策の検討、また目標の実現可能 性を吟味し、わかりやすい説明を行い、合意形成を支援する。

(2)取組の状況と課題等

- ・生態学とは、生物に関する、特に生態系に関するテーマを環境との関係で解 き明かそうとする科学である。
- ・生態学会内の自然保護専門委員会では、生態系に影響を及ぼす可能性のある 事業に対して要望書を提出する活動を行っている。
- ・自然再生推進法の制定の際に生態系管理専門委員会では「自然再生事業指針」 を作成したが、これは環境基本計画とも非常によく対応している。

2. 意見交換概要

- ・ 世界的に見て日本の自然の回復力は高いのか。(青木委員) そのような検討は行っていないが高いとは言えない。里山では高い面があるが、どこがどう高いかを調べてまとめる必要がある。(松田氏)
- ・生態系に関わる研究者の人的資源は十分か。(青木委員) 今後増えていくと思う。現在保全に関わる研究者はもとは違う分野の 人が多いが、そこから第二世代が育ってくると考えている。(松田氏)
- ・「自然再生事業指針」の地域性をスライドでは風土性と記述しているが。 (天野委員)

「自然再生事業指針」に書かれている言葉が正しい。(松田氏)

・「自然再生事業指針」の基本認識に「自然の遷移をどの程度止めるべきか」という記述があるが、これはどのようなタイムスパンで考えるのか。 (馬場委員)

アメリカ生態学会で出された見解では、遷移と撹乱のバランスが多様性の維持において重要、となっている。このバランスと人間生活とどう折り合いをつけるか、を我々が考えるべきである。(松田氏)

・ 生態学会には公衆衛生の専門家はどれくらいいるのか。アメリカでは公 衆衛生の基礎としてエコロジーがあるが、日本ではそのような人材は育 っているのか。また、他の分野に広がっていきそうか。(松原委員)

公衆衛生と生態学はもともと近い分野である。横浜国立大学では、生態学の松田教授と公衆衛生学の教官と環境化学の教官がリスクマネジメント講座を構成している。(松田氏)

- ・ 環境収容力という訳は、まだ詰め込めるという印象を与える点で改良の余地がある。(進士氏)
- ・ 放置したときの将来を予測するとは、人為の影響を考慮に入れた上での 予測なのか。(進士氏)

現在人為の影響があるなら考慮に入れて予測する。現状のまま放置した場合の将来をシミュレートし、管理が必要かを判断する。(松田氏)

・管理計画を立てるための仮説は何か。(佐和委員) 知床のシカの例で言えば、仮説 1 はシカの増加は自然のプロセスで あり、これが正しい場合はしばらく様子見するのが良い。仮説 2 は変動は今までもあったが今回はそれより大きく植物が絶滅しかねない、というものである。ある行政の方は、間違っていたとして悔いが少ない仮説を取るのが良い、という意見を持っていた。(松田氏)

・ 計画を是正する場合は簡単に合意形成できるのか。(佐和委員)

「増えすぎたら減らし、減りすぎたら増やすように方策を変える」というものを方策として定め、それ自体を数年ごとに見直す、というメタ構造で計画を立てればよい。(松田氏)

発表者:社団法人 日本造園学会 中瀬勲 兵庫県立大学教授 下村彰男 東京大学大学院教授 横張真 筑波大学教授

1. 団体発表概要

(1)環境基本計画見直しに関する意見

全国レベルで空間的目標像を具体的に示すべきである。

・保全・活用・管理の方策や、生活との関わりについて、市町村が考える際の ガイドラインを示す必要がある。

地域レベルでは、たとえばある河川の流域のように、広域で自然環境の連携と 一体的な機能を図るべきである。

- ・エコロジカル・ネットワーク形成や景観面の一体的調和、地域性の確保を図る。
- ・生物や物質、エネルギーが地域で循環する仕組みづくりが必要である。

国土の自然環境全体について、良好で個性的な地域の自然景観づくりに関する 理念の普及・定着が必要である。

- ・これまで、環境省のこのような取組は自然公園にとどまっていたが、国土全体に拡充すべきである。
- ・地域計画の立案、人材育成に関する支援の仕組みも必要である。

環境保全協力金制度のように持続的維持管理が自律的に動く仕組みが必要である。

・管理促進のための計画立案、人材確保・育成、財源確保の仕組みづくりに対 する財政面、制度面での支援が必要である。

より新しいデータを継続的に管理・活用して調査研究へのサポートをすべきである。

- ・各地域における自然環境の現状と人為活動などが生態系に与える影響などを 把握するため、充実した基礎データを継続的に収拾し、解析する必要がある。 国際化社会時代における問題に対応すべきである。
- ・外来生物に対する認識や対応、日本の活動の他国自然環境への影響に対する 予測、国際的視野に立った環境教育のあり方などを盛り込み、国際的に提示 すべきである。

(2)取組の状況と課題等

- ・自然環境に関わる多岐に渡る問題をカバーし、実務と研究の接点的な領域で 活動している。
- ・論文集への投稿数は増加しており、主要な 6 分野のうち特に「自然公園や 農山村計画(造園計画)」「生態系をベースにしたグランドデザイン(ランド スケープエコロジー)」が増加傾向にある。

農山村における景観の評価や地域個性に関する研究 国立公園利用による自然環境への影響に関する研究 人為による生態系への影響メカニズムに関する研究

2. 意見交換概要

・ 国土の目標像に関する具体的指標はあるか。(青木委員)

国土の自然環境管理の目標象とは、人の生活との関わりの将来像を描くことに他ならない。その点では植生自然度(自然環境と人為との関わり方の指標)は、乱暴とも言われるがわかりやすい。(下村氏)

・ 目標像を設定する範囲を地域別まで落とすと合意形成の問題、たとえば産業界との問題があると思うが。(中村氏)

目標像自体ではなく、目標像の導き方の framework に共通性があることが大切である。そこで framework の基準を導くことが重要と考えている。(横張氏)

- ・ 外来種を用いた造園の問題にはどう対処しているのか。(中村氏) 生物によって視点を変える必要がある(たとえば鳥と微生物で移動能力が異なる)。緑化に重要な場合は使わざるを得ないが、その場合は 侵略的な外来種は避ける。問題は、外来種の分布が把握できていない ことである。(中瀬氏)
- ・ (環境基本計画見直しに関する意見の2つ目の に関して)同じ河川の 流域でも都市域を含めると地域のエネルギー循環を壊している場合も あると思うが、どう考慮に入れるのか。(天野委員)

従来の都市計画では都市部が拡大傾向にあると考えて制度ができてきたが、現在都市部は縮小傾向にあるためこれまでの手法は通用しない。都市と自然の融合した中で現象を捉えることがカギになると考えている。人間活動は自然を壊す面もあるが、一緒になって作るという観点がとくに都市近郊域の里山の保全などを考える上で重要であるう。(横張氏)

・ 2000 年以降のアンチグローバリゼーションなど、時代の変遷を考慮すると、単純に国際社会というべきではない。(佐和委員)

社会の中における環境のあり方をアジアの他の国に対するモデルケースとして提示する中で、国際貢献が考えられるのではないか、という観点で提案した。(横張氏)

発表者:日本野鳥の会 古南幸弘 自然保護室室長

1. 団体発表概要

(1)環境基本計画見直しに関する意見

生物多様性への脅威の要因として、生息地の消失と分断化、事故や疾病による生物個体群へのダメージも視野に入れるべきである。

- ・生息地の消失と分断化を招くような脅威として、「開発行為」も取り上げる べきである。
- ・事故(油汚染、漁網、風力発電など)は種や個体群の存続に影響が懸念される場合でも法令上の対策がなされていない。事故によるダメージの推定や、ダメージからの回復に関わる対策にも注目すべきである。
- ・感染症に関しては担当部署が多岐に渡っており(国:環境省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、文部科学省;地方自治体:保険所、家畜保健衛生所、清掃・廃棄物部署等)、総合的な対策をとるための対応が必要である。個々の種の絶滅を防ぐという観点からの保全策が現状では不十分である。
- ・種や個体群の科学的な調査結果から個別の保全策を立てるプロセスが確立していない、という問題を明記すべきである。
- ・種の絶滅を防ぐための法律(種の保全法)が機能していない。 生息地の保全と回復についての計画性を持った取組が必要である。
- ・国土の中で重要な、または保全・回復の必要性がある場所を選び、優先順位 をつけて計画的に取り組む必要がある。
- ・そのために、IBA目録のような生息地の目録の作成が重要である。
- ・長期計画に目録と優先順位を反映する場合に、戦略的・計画的アセスメント のプロセスを生かす必要がある。

温暖化対策を進めるためには、温暖化対策と生物多様性保全の矛盾を解消する方策が早急に必要である。

- ・風力発電による希少種の事故死のような新たな脅威に関しては、影響評価と 回避プロセスが重要である。
- ・重要な生息地やルートに関する目録の作成と、そのような箇所を避けるよう な戦略的アセスメント的プロセスの導入が必要である。

(2)取組の状況と課題等

「野鳥も人も地球の仲間」を合言葉に、野鳥を中心として生物多様性保全に取り組んでいる。

- ・ 日本の IBA (Important Bird Area) (鳥類を指標とした世界共通の基準に従って選定された重要な自然環境)の選定を担当した。
- ・ アジア全域の重要鳥類生息地のリスト化で中心的役割を担った。
- ・ 衛星追跡により渡りルートを解明した。

2. 意見交換概要

・ 海外では風力発電による鳥類への脅威に対してどのような対策をして いるのか。(天野委員)

場所によって影響の大きさが違ったため、わかってきたのは最近である。アメリカもヨーロッパも、制度はこれから整備されるという状況だろう。ただ、計画アセスメント的プロセス、つまり繁殖地や渡りの重要な中継地は目録を作って避ける、という動きはある。また、ボン条約(ヨーロッパを中心とした移動性動物の保護条約)の 2002 年の決議でも、重要なサイトはあらかじめ避けるべき、としている。(古南氏)

・ 古くからいる会員から最近鳥の数が減ったという声が聞かれるが、経年 で取った鳥類のデータはあるのか。(松原委員)

1978年から環境省自然環境局が行っている種の多様性調査では、種の繁殖分布のデータを取っている。それによれば、分布が減った、あるいは拡大した種がいる。また、東南アジアの環境変動の影響か、森林性・湿地性の夏鳥が減少している。里山に生息する主の一部で分布域が減っているものもある。これらは、レッドデータブックに含めるかどうか現在検討中である。(古南氏)

・ (提出資料の)1.には、生息地の多様性確保も含まれるのか。(井手 委員)

特定のハビタットタイプが重要だとわかっているので、優先して守る べき生息地を抽出する予定である。(古南氏)

第7回 中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会 議事要旨

日時 平成17年9月13日(火) 14:00~16:30

場所 経済産業省別館8階850号会議室

発表団体

全国農業協同組合中央会 饗場憲二 審査役

全国森林組合連合会 肱黒直次 組織部部長

全国動物愛護推進協議会 会田保彦 事務局長

特定非営利活動法人 日本エコツーリズム協会 長与純三 事務局長

全国漁業協同組合連合会 前林篤 漁政部次長

出席者

【委員】

井手委員(司会) 鈴木部会長、小澤委員、藤井委員、石坂委員、善養寺委員、 武田委員、馬場委員

【その他有識者(重点分野別検討メンバー)】

進士氏、中村氏

【環境省】

大臣官房 桜井審議官

自然環境局自然環境計画課 阿部課長、亀澤生物多樣性企画官

総合環境政策局環境計画課 佐野課長、苦瀬計画官

発表者:全国農業協同組合中央会 饗場憲二 審査役

1. 団体発表概要

(1)環境基本計画見直しに関する意見

高齢化社会の想定

- ・高齢化社会の問題は農業を含めたすべての産業における問題である。環 境基本計画でも、もう少しこれに関する記述があってもよいのではない か。
- ・現在、基幹農業者(約 220 万人)の 54%が 65 歳以上である。長くとも 15 年後にはこの層は農業ができなくなる。これにより農業の持つ多面的機能も失われる。環境への悪影響も大きいだろう。

国内的枠組みの再構築

・都市と農山村の役割分担と協働が必要。正の遺産も負の遺産も農山村に 役割が偏りすぎている感がある。組織での役割分担だけでなく、地域で の役割分担という視点も取り入れてほしい。

環境保全型農業の推進

・農業環境規範(GAP)の普及の側面的支援をいただきたい。

食育(食農)の推進

・環境教育と併せて、食と農についての教育も推進すべき。

都市農業の保全

- ・(相続税の問題でもあるが)農地としての継続利用を円滑化するための側面的支援をいただきたい(都市部では、多くの農地が土地の相続時に消滅している)。
- ・都市農業の機能は食糧供給だけでなく、ヒートアイランドの防止、農産物の光合成による大気汚染の抑制などある。

バイオマスの推進

・家畜糞の 80%は再生利用されているが、食品廃棄物の再生利用は 10%程度である。ほとんどが都市部からのものなので、肥料として利用するにも都市では使い場がなく地方に送るにはコストがかかる(生産コスト低減化の取り組みと逆行してしまう)。この問題に対する経済的支援も必要と考える。

中国等アジア諸国との連携強化

(2)取組の状況と課題等

(農業と環境に関する現状について)

農業による環境への多面的な機能

・食料供給に加え、国土・自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の 形成等

- ・農業は、自然界の物質循環に依存し環境との調和なくしては持続しない 農業が環境に与えうる悪影響
 - ・施設園芸や農業機械などでの化石燃料の使用、農業用水の垂れ流し
 - ・農薬(化学合成農薬)・化学肥料の利用
 - ・生態系への影響
 - ・流通の広域化によるフードマイレージの増加(県近隣での流通 全国から 東京への流通など)
 - ・輸入農産物の増加

農業の環境への取組

- ・近隣農家での農業機械の共有などによる生産コストの低減や CO2 排出量の減少
- ・全国環境保全型農業推進会議を設置、土造りを通じた農薬・化学肥料による環境負荷の低減(持続的であることに重点)、平成7年からは環境保全型農業推進コンクールを実施し優秀事例を表彰(優秀事例のアピール及び普及が真の目的)事例集としての製本も行う
- ・生産履歴記帳運動の展開。現在 94%程度であり、今年以降 100%を目指す
- ・生協や一般消費者とともに、各地域の生き物(メダカやミミズなど)の調査・観察会の実施。生き物が生息できる田畑にするための取組
- ・地産地消、都市農業、集落営農(地域農業ビジョン)、担い手育成、バイオマス、食料自給率向上、WTO・FTA 交渉

2. 意見交換概要

・輸入農作物、肥料の影響で日本に大量の窒素が流れ込んでいるが、国土、 土壌の保全に関してどう考えているのか。(鈴木部会長)

以前から認識している。昨年も農業新聞でキャンペーンを行った。窒素は、有機肥料を使っても堆積してしまうので、基本的には使用量を減らすしかない。冬季の灌水により肥料の使用量を減らす取り組みが始まっている。(饗場氏)

・休耕田の利用について(例えばバイオマス利用など)、農協としての考え はあるか。(鈴木部会長)

休耕田に関しては、地域格差が大きい。後継者のいない地域もある。 このようなところにはできる限り農地の集積を行い、個別経営ではな く集落営農を行う。そういった地域の農業ビジョンを策定するような 担い手の育成に努めている。(饗場氏)

・70 歳代、80 歳代と農業を継続するのは困難であるにも関わらず、農地の担い手はなかなか現れない。JA は受け皿になってはいないのか。(武田委員)

JA 出資の法人による農地の集積を行っている。しかし課題として、税

金がかかること、地主との所有権の関係が難しいこと、集積し過ぎたら結局は賄いきれなくなる、といった点がある。この問題は重要であり、地域の実態に応じた集積の方法を考える必要がある。また、地域農業ビジョンがベースであると考えている。この中に環境保全型農業も取り込んでいく。(饗場氏)

・現在、農業高校を卒業して農家になる割合は(80年代は高かったが) 現在はどの程度なのか。(小澤委員)

正確なデータはないが、ここ数年は恐らく横ばいである。(饗場氏)

・団塊の世代を農業者の層に取り込むことはできないか。(小澤委員) よいアイディアだと思う。現に新規就農者は増えているが、未経験者 が農業を行うのは実際にはかなり難しい。未経験者を対象にした研修 教育や、農業知識に関する試験制度が近々導入予定。(饗場氏) 発表者:全国森林組合連合会 肱黒直次 組織部部長

1. 団体発表概要

(1)環境基本計画見直しに関する意見

全体的な内容について

- ・基本的には内容に賛成である。
- ・「環境」という言葉で「自然環境」を意味する場合には、「自然環境」と 明記した方がよい。

個別項目について

- ・中間とりまとめ 4Pの 3.解決すべき課題の中に「既存の施設や人工林等 現存するさまざまな人の手によってつくられたものを有効に活用する」 とあるが、人工林に限らず、天然林でも利用し続けてきたものもあるの で、「人工林や天然林など長い年月にわたって利用し続けてきた国内の自 然資源を有効に利用する」と明記した方がわかりやすいのではないか。
- ・同 6P にある箇条書きの中に 「適切な生産活動の元に持続的な利用が可能なる自然資源の有効利用を進める」といった点も記述していただけると、我々の理念がよりはっきりと表現されると考える。
- ・同 9P の上から二つめの・の中に「残された自然を適切に維持管理」とあるが、ここに「破壊された自然の回復」についても追加した方がよいのではないか。
- ・同 11P の 2.環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成の中に 「農林業をはじめとする第一次産業の活動及び森林が地域の国土環境を 保全する機能を発揮している面もある」とあるが、「面もある」との表現 ではなくもっと積極的に自然環境を評価した方がよい。
- ・同 18P の 3.個別的分野: 個別の事情ごとに必要となる具体的な分野辺りで具体的な話になるとややトーンダウンがみられる。
- ・同 18P の 4 の 「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」に、外部経済の内部化をできる限り早く導入するため、商品価格への内部化など取組可能なことを行っていくことが必要である旨を記載すべき。持続可能な資源としての木材の 3R を可能とする経済的な手段が必要。

(2)取組の状況と課題等

団体概要

- ・私有林、公有林を所有する個人、団体、会社等で構成される協同組合。 現在は、全国で 900 団体足らず、組合員数は 166 万人。組合員所有森林 面積は 1,126 万 ha (全国の民有林の 7 割)。
- ・活動は、組合員の施業計画・林業経営指導、森林の保育、木材の生産・

販売、林道・作業道の整備。

森林に対する考え方

- ・縄文時代から木を利用するなど、この国の文化は、木の文化である。収穫、更新(植林)、保育、収穫、更新(植林)のサイクルをずっと繰り返して森林を維持してきた歴史がある。しかし、現在市場経済の中でそのサイクルが分断されようとしている。木材の価格が、管理費用よりも安くなっていることがその要因である。それにより、林業経営者が市場から追い出されようとしている。
- ・一度人が手を加えた自然環境は、人間が責任を持って管理をしていくべきである。林業従事者がこれからも林業に携わり続け、山村に住み続けることのできる社会の実現が我々の活動テーマである。
- ・公共事業として維持管理しようとしたら、莫大な税金が必要となる。山村で生活している人が林業を続けていくことこそが、環境にとっても、 経済的にも合理的であると考える。

2. 意見交換概要

・国産材と輸入材の問題について、コストだけではなく質の問題で国産材の利用が進まないという意見がある。森林組合は、国産材と輸入材の利用の問題に対してどういう立場なのか。(国産材の利用を推進しようとしているのか、または多面的な機能での活用を考えているのか)(鈴木部会長)

基本的には国産材を売って生活が成り立つことが目標。現在取り組んでいる森林組合改革プランに引き続き、来年度からは「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動(仮称)」にも着手する。(肱黒氏)

・滋賀県は、来年4月から森林税が導入して年6億円の収入を見込んでいるが、この利用について議論がなされている。こういった状況において、 税金を要求する前に、どのように森林管理に関する持続可能性を描いて いくのかが見えにくい。(藤井委員)

森林は大きく経済林と非経済林に分けて管理される。非経済林は税金投入による公的管理が必要。経済林については木材の販売収入で賄いたいが今すぐには不可能であり、しばらくは助成金が必要。助成金なしで生産が継続していけるような体制を 10 年、20 年の間に実現していくことが必要。(肱黒氏)

・滋賀県では近くの山の木材を使って家を造ろうという動きもある。大手の住宅メーカーとの競争で、地元工務店が落札する動きもある。(藤井委員)

地元材を用いていないのは今の日本くらいで、どこも地元の木材を利用している。(肱黒氏)

・エネルギーに関する記述がないが、エネルギーとしてはどう考えている のか。(藤井委員)

資源的に都市全体をまかなうほど大きなものとはならない。しかし、 限られた地域の中でのエネルギーとしては十分に利用可能と考える。 経済的に成立する仕組みを実現していくことが重要。(肱黒氏)

- ・自分の経験では、国産材は同じ森林組合でも対応する人によって値段が 異なる(2倍3倍の額の違いがある)。これが信用を損ねている。流通ル ートが確立されていないことが問題。(善養寺委員)
 - ここ 15 年辺りで需要構造が変わってきており、国産材の製材・流通業界がその流れに対応できていないことに要因があると考える。年に一万棟以上建てるような大手住宅会社があるのは世界の中で日本くらいである。基本的にはどの国も住宅は地元の資源を使って建築する。国産材製材業は大手住宅会社へ供給する流通に対応してこなかった。住宅建築用の木材に工業製品のような規格化が求められており、これに対応したヨーロッパの木材が主に用いられている。本気で国産材に取り組む製材工場との提携が必要と考える。既存の複雑な国産材流通に乗せるのではなく、最終マーケットに直結する事業者と提携することにより、国産材マーケットの信頼回復を図りたい。(肱黒氏)

発表者:全国動物愛護推進協議会 会田保彦 事務局長

1. 団体発表概要

(1)環境基本計画に関する意見

命ある動物に対する法律

・動物の愛護及び管理に関する法律の第一章第二条の基本原則には、「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。」とあり、動物の位置付けが世界の法律の中でも珍しいくらいに配慮されている。

死亡した動物に対する法律

- ・一方、死亡した動物は廃棄物法で「一般廃棄物」の扱いとなっている。 これは生ゴミと同じ扱いである。
- ・内閣府の世論調査では、現在犬猫を飼っている人の約 60%が「ペットは家族の一員である」と考えている。核家族化が進む現代においては、ペットの死は子どもに「生死」を学ばせるよい機会である。

結論・主張

・生きている間は家族の一員 死んだら生ゴミ、といった扱い方に命の尊厳との大きなギャップを感じる。これでは青少年の健全な育成も阻害することになる。

(2)取組の状況と課題等

(ペットブームについて)

- ・現在は、飼い犬は 1,200 万頭、飼い猫は 1,000 万頭といわれている。
- ・市場規模は一兆円規模である。ペットフード、ペット用品、医療が 6 割、 残りはサービス分野(理美容・ペット用のホテル、動物霊園事業など) である。

2. 意見交換概要

・基本計画と関連する部分はどこか。(藤井委員)

今回の意見を生物多様性のどの部分に組み込めばよいのか。(鈴木部会長)

今回の意見は、自然環境というよりは身近な生活環境からの提言であるとご理解いただきたい。(会田氏)

- ・最近は、コンパニオンアニマル(伴侶動物)など人と動物との関係を新たな点から見直すという動きがある。人の心を豊かにする環境作りという点も重要であるので、伴侶動物といった観点のように人間と動物の関係の新しいあり方を考慮する必要がある。(井手委員)
- ・ペットブームにより、外国から(時には違法に)ペットが流れ込んできている。これらの中には毒性があるものもいる。輸入に対する規制も必要ではないか。動物愛護と生態系との兼ね合いはどう考えるのか。(善養寺委員)

愛護と愛好は別物であると考えている。愛護は、動物の習性や生態などを考えているが、愛好家は物珍しさなどで動物を飼っていて生態系のことは考えていない。外来動物の問題の多くは、その動物の習性や生態を十分に理解していない愛好家が、飼いきれなくなって手放したと認識している。(会田氏)

発表者:特定非営利活動法人 日本エコツーリズム協会 長与純三 事務局長

1. 団体発表概要

(1)環境基本計画見直しに関する意見

- ・中間取りまとめ2ページー番下の「本計画で目指すべき持続可能な社会とは、人々の生活の基盤をなす環境を健全で恵み豊かな状態に維持し、この環境との豊かな関わりを確保することを通じて、今日の多様化する国民の期待に応えることができる社会」の部分は、旅行を通じて実施している。もう少し当協会への支援をお願いしたい。
- ・エコツアー利用客の中には、まったく自然に興味を持たない人もいる。 これは、幼少期に自然に触れてきたかなど、生活環境も影響していると 考える。自然の大切さ、命の大切さ、環境の大切さ、これらを学ぶ機会 として自然教育の充実に関しても基本計画に盛り込んだ方がよいのでは ないか。
- ・教育面に関しての記載が少ないので、もっと拡充が必要ではないか。

(2)取組の状況と課題等

(活動内容紹介)

設立について

・7年前(1998年)に任意団体として設立。2年前(2003年)に NPO 法 人としての認可を得る。

目的について

・観光立国宣言(国民が豊かで文化的な生活をする上で旅行は必要)、国際観光、閉塞感のある地方の活性化などに関し、観光と環境の共生を図る。

エコツアーとは

- ・旅行を通じて自然と人間の因果関係を学び、自然の大切さに気づいても らう。
- ・(因果関係を学ぶ例として)オホーツクでは流氷が流れ着く時期には漁業ができない。しかし、数年前流氷がこなかった年があって、この年の漁猟は不作であった。この原因を調査した結果、アムル川からの真水を含んだ流氷が沿岸で融けたのをプランクトンが食べ、そのプランクトンを魚が食べるという食物連鎖があったことが明らかになった。
- ・(因果関係を学ぶ例として)「橅(ぶな)」は、文字通り、用途のない木であると考えられてきた。しかし、ブナは水を貯め、川の水に栄養を与えるなど、食物連鎖の始まりの役割を果たすことが分かった。
- ・旅行を通じて、旅行客に自然と人間の因果関係を学んでもらうために、 現地ガイド(インタープリター)の機能は重要である。

日本エコツーリズム協会のアクションプラン

- ・グッドエコツアー認定制度により、よいエコツアーをおすすめグッドエ コツアーとして推奨する。
- ・北は知床から南は屋久島まで全国で活躍しているガイド 100 人を「カリスマガイド」として認定する。
- ・エコツアーガイド・コーディネータの要請事業を行う。

活動における問題点

・経営状況が厳しい。家賃、光熱費は無料にしてもらっている。年間の管理費は約700万円程度である。実質的に赤字であり、特に人件費に関して社員のモラルの維持に懸念を感じる。

2. 意見交換概要

・インタープリターが職業化していくことも必要ではないか。学校教育と の連携のニーズがある中で、子供向きのガイドなど、対子ども向けのイ ンタープリターの資格制度等は考えているのか。(進士氏)

インタープリターが専業で成り立つ為に必要な額に見合うほどのニーズがないため、兼業ガイドが多い。兼業のガイドの質が必ずしも悪いわけではない。ガイド専業で食べていけるのはごく一握りだろう。(長与氏)

・単に自然を知る理科教育的なものではなく、自然体験と地域体験、地域の(第一次)産業を学ぶなど、社会・歴史等まで含めたところまで行っているのか。(進士氏)

例えば東北に旅行したときに朝一斉に飛び立つマガンの羽の音を聞いて、平家物語の話を思い浮かべるといったことも考えられるが、実際にこれを目当てにして東北へ行こうとなるかは難しい。(長与氏)

・例えば、各地域からエコツーリズムのプロが屋久島にやって来ては帰っていく。エコツーリズムで大切なのは地域の発展、環境保全とどれだけ密着しているかではないだろうか。認定の際に、こういった点はどう判断しているのか。また、地域の自立の問題とエコツアーとの関係をどう考えているか。(鈴木部会長)

グリーンツーリズム、都市と農村の交流といった取組が色々な組織で行われているが、一元化されることが望ましい。各地域の魅力は地元人には意外と分からない。そういった魅力をみんなで検討して、エコツアーとして企画し事業化していきたい。しかし、都市近郊や世界的に有名なもの以外はなかなか難しいのが現実である。(長与氏)ガラパゴスの入島制限のような入場制限などのルールは、各地域ごと

ガラパゴスの入島制限のような入場制限などのルールは、各地域ごと に作るべきで、例えば東京で決めるようなことではない。(長与氏) 基本的には協会への入会を拒否はしないが、入会は何をやってもいい という免罪符ではない。(長与氏)

・欧米では学生も入れたエクスカーションなどがある。環境教育において、 単なる動植物のことだけでなく、芸術・歴史等の文学全般に関する知識 があるとよい。日本もそれを目指していきたい。(井手委員)

エコツアーのガイドへの要件として、自然・動物・歴史等に関するすべてに通ずる部分とプラスアルファとして地域特有の部分もあるとよいと考える。(長与氏)

発表者:全国漁業協同組合連合会 前林篤 漁政部次長

1. 団体発表概要

(1)環境基本計画見直しに関する意見

要望

中間取りまとめ 11 ページの上から二つ目の のタイトル「既存ストックの活用や農林業の機能にも着目した」や同タイトル内二つ目の・の「農林業を始めとする第一次産業」といった記述において、「農林業」を「農林水産業」にあらためて欲しい。水産業が環境保全に関して重要な役割を持っていることをもっと国民に知って欲しい。

(2)取組の状況と課題等

概要

- ・平成 13 年 6 月に制定された水産基本法に基づく水産基本計画の中に、 水産資源の保存管理、水産動植物の増養殖推進、水産動植物の生育環境 の保全・改善がうたわれている。
- ・近年、漁業そのものが物質循環の保管機能や環境保全機能など多角的な機能を有しており、環境保全と漁業とは密接な関係にあるとの認識がある。

石けん使用推進運動

・1970年、千葉県の漁業婦人部による海産魚を用いた合成洗剤の有害性検証試験発端となる。現在、全国漁協婦人部(現女性部)が石けん使用推進運動を全国展開している。石けんの使用量は合成洗剤の 1/10 程度(約10万t)であり普及はなかなか進まないが現在も運動を継続している。

海浜の清掃活動

- ・環境保全の一環として、毎年、全国 1,000 ヶ所、述べ 100 万人規模による海浜の清掃を実施。漁協青年部、女性部に加えて市民も一体となって 実施している。
- ・海底についても、漁船を用いてゴミ拾いも行っている。塩分を含むこと もあり、海のゴミは業者がなかなか引き取ってくれない為、最寄の市町 村に持ち込んでいる。

船舶等流出油の防除活動

- ・年間 10 件以上(今年も既に 10 件以上起きている)の座礁・沈没等事故の発生時に、事故による流出油の防除清掃を実施。
- ・ナホトカ号沈没油流出事故の際には延べ 6,000 人の漁業者による重油清掃が行われた。現在は、福井・石川・京都はきれいな海に戻っている。

漁民の森植樹活動の推進~森・川・海を繋ぐ運動~

・山林、河畔林等の植樹を実施。ニシン、シロザケ、コンブの復活などの

成果を得る。

・北海道から始まった植樹活動は全国約 190 ヶ所(31 都府県)に及んでおり、今後の課題としては農林業等の他業種や一般市民等との連携が挙げられる。

海の森再生事業の推進

- ・沿岸の磯焼けが進んでいて各地で問題となっている。
- ・漁業者によるアマモ場造成の取組などがある。宮城県、徳島県、鹿児島県の事例があるが、現在はそれら以外にも取り組んでいる地域がある。 アマモ場だけでなく、ワカメ・コンブの造成にも取り組んでいくことが 必要だと考える。それらに対しては支援したい。

漁業系廃棄物対策の推進

- ・廃 FRP 漁船の適正処理の推進、セメント原燃料としてリサイクル化を検討。
- ・カキ殻等廃貝殻を利用し、漁礁、藻場礁として有効利用。

2. 意見交換概要

- ・全漁連は、沿岸漁業が対象なのか。(鈴木部会長) 沿岸等で行っている。遠洋は対象外である。(前林氏)
- ・大量の水産加工等で発生する水産廃棄物に対して全漁連は関知している のか。(鈴木部会長)

各漁連は廃棄物処理場を持っていてそこで処理している。(前林氏)

・アメリカのモントレーベイには、いわしの缶詰工場を水族館にして、子 どもにラッコの生態を学ばせるなどといった仕掛けがあるが、こういっ たものが日本にはあるか。(小澤委員)

ブルーツーリズムを行うところもある。環境教育については、例えば 漁船に乗って地引網を行い、海を理解してもらう機会の提供などを行 っている。数は多くないが、直に魚に触れる機会を提供している。(前 林氏)

・輸入物、国産物など色々なものがあるが、一般消費者が日常生活で生産元を知ることはできるか。(藤井委員)

外国産と国産ははっきり表示している。トレーサビリティについても 着々と取り組んでいる。(前林氏)

- ・温暖化の影響が漁獲高に影響はしていないか。(藤井委員) 漁獲量は年々減ってはいる。環境管理と資源管理の両面から取り組ん でいく必要がある。(前林氏)
- ・高齢化の問題もあるが、今後事業者を減らさない方策などの全漁連の取組はあるか。(善養寺委員)

後継者育成事業として、漁師フェアといったイベントを東京ドームで

開いたり、お魚フェアを開くなど、PR活動を行っている。(前林氏)

- ・廃船のリサイクル化の話があったが、現在の取組はどうか。(馬場委員) 廃船のリサイクルに関しては、行政の支援も受けながら検討している。 セメント原燃料としてのリサイクルを検討しているが、コストが問題 となっている。(前林氏)
- ・漁連はどこまで活動できるのか(公安との兼ね合いの問題などがあるのではないか)。ある程度大きな組織にしないと機能しないのではないか。 政府が力を入れるべきではないか。水産学校からの新規参入はあるのか。 また、現在の漁業組合の数はどうなっているのか。(進士氏)

全国漁業協同組合学校が千葉にあるが、学生数は横ばい。卒業後に水産業以外の職業に就くこともままある。漁業の魅力を高める必要性を強く感じる。組合員は 10 数万人いる。経営難、人員減などから漁連の合併等も進む。今後も人員・組合数は漸減の見込みであり、後継者探しが今後の課題。(前林氏)

第 11 回 中央環境審議会総合政策部会と課育種団体との意見交換会 議事要旨

日時 平成17年9月27日(火) 14:00~17:00

場所 経済産業省別館9階920号会議室

発表団体

社団法人 大日本猟友会 小熊實 専務理事

矢作川沿岸水質保全対策協議会 神谷功 事務局長 〔資料1-4掲載〕

社団法人 土壌環境センター 大林重信 専務理事〔資料1-4掲載〕

社団法人 日本水環境学会 中島淳 常務理事 〔資料1-4掲載〕

財団法人 国際湖沼環境委員会 小谷博哉 専務理事〔資料1-4掲載〕

社団法人 海と渚環境美化推進機構 野村真郷 専務理事〔資料1-4掲載〕

出席者

【委員】

大塚委員(司会)、小澤委員、青木委員、天野委員、久保田委員、中野委員、松 原委員、渡辺委員

【その他有識者(重点分野別検討メンバー)】

須藤氏、福井氏、虫明氏

【環境省】

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 大賀雅司室長補佐

総合環境政策局環境計画課 佐野課長、苦瀬計画官

発表者:社団法人 大日本猟友会 小熊實 専務理事

1. 団体発表概要

(1) 環境基本計画見直しに関する意見

・ 環境基本計画は、非常に多岐にわたっているが、その中で、主として日 頃の生活周辺環境を含めて野生生物関係について取り上げる。

移入種:外来生物対策の件

・ 最近、ニシキヘビ・サソリ騒動が報道されているが、移入鳥獣を扱う輸入者、販売店、飼育者にそれ相応の責任が必要。

野生生物の生息環境の改善の件

- ・ 野鳥の餌になる実のなる木の植栽の件
- ・ ゴルフ場は、非常に広く芝生化することになるため、ゴルフ場経営者に対して、その周辺に広葉樹や餌のなる木を植えるよう依頼している。野島の生息環境保持の協力を広く推し進めてもらいたい。
- ・ 公有林野等における広葉樹林育成の件
- ・ 水辺に生息する鳥類の住処・餌場としての河川敷の藪・草木が必要。
- ・ 水田の稲を取り入れた後も水を満たして、水鳥の生息・休憩地として欲 しい。

農作物の収穫残渣の適切な処理の件

・ 野生鳥獣を人里に誘引しないために人里を野生鳥獣の生息しづらい環境とするよう、ゴミの適切な処理、農作物の収穫残渣の適切な処理を行うことが必要。

家庭ごみの集積場と回収の件

・家庭ごみの集積場設備の整備が必要。

(2) 取組の状況と課題等

・ 市町村単位の地方組織と、都道府県単位の都道府県猟友会、全国組織と しての大日本猟友会で構成され、現在の会員数は約14万人である。

[事業]

鳥獣保護事業関係

- ・ キジの放鳥
- ・ 野鳥のえさになる実のなる木の植栽
- ・ 鳥獣生息調査等に協力

農林水産業に加害する鳥獣の捕獲強力

- ・ 農林水産団体又は市町村の以来を受けて協力実施
- ・ 近年狩猟者が高齢化と減少傾向にあり捕獲協力者不足傾向
- ・ 加害鳥獣の個体数の調整の担い手となる狩猟者の育成が急務

狩猟事故防止・違反防止対策

・ 講習会・研修会等により狩猟者の育成と合わせて資質の向上に努力

2. 意見交換概要

- ・会員の年齢構成に関して、環境省に聞けば分かるのか。(渡辺委員) 会員年齢構成は実際には調査していないが、環境省の狩猟に関する有 資格者とほぼ同義と理解しており、この年齢構成を参考としている。 これによると、40歳以下の人数が極めて少なく、狩猟者の高齢化が 進んでいることがわかる。(小熊氏)
- ・ 事業の一つである「有害鳥獣の駆除」への協力作業の出動件数はどうなっているのか。(渡辺委員)
 - 一年間で約70万人日の作業を行っている。(小熊氏)
- ・ 河川敷の利用に関する要望の部分は、一般的な意見として寄せられたものなのか。あるいは、「現在行われている活動に対して、まだ不足である」といった要望なのか。(青木委員)

自治体等の活動の成果として、近年は河川敷の環境もかなり回復してきているという話を聞くが、まだまだ重要である、ということを認知してもらうために記載した。(小熊氏)

- ・ 猟友会の方で狩猟をし過ぎる、ということはないのか。また、有害鳥獣の中でも、特にカラスに対して何か活動は行っているのか。(松原委員)環境省の法令で、希少鳥獣の生息状況をチェックして捕獲数を決めており、また事後の報告も行っている。カラスに関しては、そもそも狩猟は動物を殺すことを目的としているわけではないので、なかなかカラスが対象となることはない。しかしカラスは他の鳥獣の生態を脅かすような存在であるため、なるべく狩猟・捕獲するように奨励している。(小熊氏)
- ・ 会員が減っている、という話があったが、会員の少子・高齢化に対して 何か対策は行っているのか。(大塚委員)

以前は、狩猟にかかる税金は登録税と入猟税となっていたが、狩猟税として一元化された。合格が難しいとされている狩猟の資格試験が課題となっていると考えられるため、税金の使い道として、狩猟を始めたい人に対する指導・育成や、狩猟の指導者を育成するための講習会などの体制の充実に使うことを考えている。(小熊氏)